

社会福祉法人咲くひまわり会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人咲くひまわり会（以下「法人」という）定款第8条及び第2条の規程に基づき、役員の報酬・旅費について定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、評議員、理事、監事、評議員・解任委員会の外部委員、苦情対応委員の第3者委員をいう。

(評議員会の出席報酬等)

第3条 評議員が評議員会に出席したとき、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(理事会の出席報酬等)

第4条 理事長及び理事が会議に出席したとき、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第7条の実費弁償はこれを支払わないものとする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が監査の実施及び会議に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員会の外部委員、苦情対応第3者委員の報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員会の外部委員、苦情対応第3者委員が会議に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(役員の業務報酬等)

第7条 理事長および理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(実費弁償)

第8条 上記の第3条、第4条、第5条、第6条、第7条の、交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費を支払うことができる。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

(付則) この規程は、令和元年6月8日から施行する。

別表 1 会議出席及び監査の役員報酬

名 称	報 酬 (円)	実費弁償費 (円)
評議員会	4,000	1,000
理事会	4,000	1,000
監事の監査	4,000	1,000
評議員選任・解任委員会	4,000	1,000
苦情対応委員会	4,000	1,000

別表 2 法人・保育所の業務の報酬

名 称	報 酬 (円)	実費弁償費 (円)
業務報酬	3,000	1,000

付 記 別表1及び別表2の報酬については、所得税相当額を加算する。